***NEWS RELEASE***　　　　　　国土交通省 神戸運輸監理部

海上安全環境部 運航労務監理官

令和４年１１月４日資料配布

「輸送の安全の確保に関する命令」の発出

～海上運送法第１９条第２項に基づく行政処分～

神戸運輸監理部は、令和４年９月４日に神戸港新港第一防波堤及び三菱重工神戸造船所堤防に衝突し、５名の死傷者が発生した事故に関連して、パイロットボートを運航する下記事業者に対して事故後に実施した立入検査において、輸送の安全を阻害していることが確認されたため、かかる事態の再発防止と輸送の安全を確保するため、海上運送法第１９条第２項にかかる命令を発出しましたので、お知らせします。

処分対象事業者

事業者名：内海交通株式会社

住　　所：神戸市中央区波止場町５－４

事業形態：人の運送をする不定期航路事業（海上運送法第20条）

事業開始：平成23年4月1日

所有船舶：神戸港3隻、関門港1隻（全て20トン未満）

命令の内容

1. 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務において、国が示す安全管理規程の作成例を参考に安全管理規程を見直し、代表者は、安全管理規程の変更を決定後、速やかに神戸運輸監理部へ届け出ること。
2. 代表者自らが、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底するとともに、安全管理の取組み状況を定期的に点検し、継続的改善を図ること。
3. 運航管理者及び運航管理補助者は、船舶が就航している間は、勤務場所と船舶間で常時連絡できる体制を構築すること。
4. 安全統括管理者は、定期的に安全管理の取組み状況を点検し、その結果を代表者に報告すること。
5. 運航管理者は、安全管理規程を遵守し、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
6. 安全統括管理者等は、アルコール検査体制を遵守し、酒気帯び当直を確実に防止するため、アルコール検査要領の変更を含めた実効性のある具体的な対策を講じること。
7. 乗組員は、アルコール検査要領に基づく検査を確実に行い、記録し、保存すること。
8. 運航管理者が事故の発生を知ったときに速やかに関係機関に通報できる体制を確保する必要があるため、安全統括管理者及び運航管理者は、事故処理に関する教育を実施し、その内容について記録すること。
9. 安全統括管理者及び運航管理者は、乗組員に対して、本件事故を踏まえた酒気帯び当直の禁止に係る教育及び輸送の安全を確保するため必要と認められる事項についての安全教育を定期的に実施し、その内容について記録すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配布先 |  | 問い合わせ先 |
| 神戸海運記者クラブ | 神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官担当：中村、熊澤電話：０７８－３２１－７０５８（直通） |



C to Seaプロジェクト

海や船が「楽しく身近な存在」になるための取組み。

ポータルサイト「海ココ」→

